

都留市と住宅金融支援機構が連携

令和6年4月版

www.flat35.com

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

都留市への移住を
ご検討中の方に！

いま子育て中の方に！

空き家バンクを
利用する方に！



都留市観光キャラクター つるビー



ひと集い 学びあふれる
生涯きらめきのまち つる

【フラット35】地域連携型

子育て支援の場合

当初 **5** 年間

年 **0.5** %金利引下げ

空き家対策の場合

当初 **5** 年間

年 **0.5** %金利引下げ

UIJターンの場合

当初 **5** 年間

年 **0.25** %金利引下げ

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ！

※ 1【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※ 2【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○都留市移住定住促進奨励金交付事業
○都留市空き家バンク活用事業補助金 のご相談は

 **都留市** **ひと集い 学びあふれる
生涯きらめきのまち つる**

都留市役所 総務部 企画課 政策推進担当
☎ **0554-43-1111** (内線：242)



【フラット35】に関するご相談は  **住まいのしあわせを、ともにつくる。**
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ **0120-0860-35** (通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。
☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



八朔祭（ふるさと時代祭り）



個性ある山々や平成の名水百選にも選ばれた清らかな湧水溢れる自然環境の良さはもちろんのこと、新宿から東へ90キロメートル、電車で約90分程度と首都圏へのアクセスも抜群な今注目の“とかいなが”です。

都留市で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら



都留市移住定住促進奨励金

【主な要件】

- ・市外から令和2年4月1日以後に転入し、市内に住宅又は住宅及び土地を購入、新築、建て替え、増築、改築又は改修した方
- ・転入前1年から転入後3年以内に住宅の工事に着手、又は所有権を移転した方
- ・市内に転入する前に、連続して3年以上市外に住んでいた方
- ・自治会活動及び地域活動への参画に同意する方

都留市空き家バンク利活用事業補助金

【主な要件】

- ・賃貸借契約を締結した空き家の所有者又は売買契約を締結した空き家の購入者
- (注) 【フラット35】地域連携型は、空き家の購入者のみを対象とする。
- ・空き家の売買をし、又は賃貸借契約を締結する者の間の血縁関係が、3親等以内の親族でない者
- ・市税等を滞納していない者
- ・補助対象者本人及びその世帯員に、反社会的勢力が含まれていない者

※ 補助金額について詳しくは、都留市役所 総務部 企画課政策推進担当にお問い合わせいただくか、都留市ホームページをご覧ください。



【フラット35】 地域連携型

子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

<都留市移住定住促進奨励金>

【主な要件】

- ・補助事業申請時点において、補助申請者と同一の世帯に属する中学3年生以下の子(胎児を含む。)があること。

<都留市移住定住促進奨励金>

【主な要件】

- ・補助事業申請時点において、補助申請者と同一の世帯に属する中学3年生以下の子(胎児を含む。)があること。

空き家対策の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

<都留市移住定住促進奨励金>

【主な要件】

- ・都留市外より都留市に移転すること。

U I J ターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

<都留市空き家バンク利活用事業補助金>

【主な要件】

- ・都留市空き家バンクに登録された空き家(併用住宅を含む。)を取得すること。

- ※1 【フラット35】S や 【フラット35】
子育てプラス でさらに金利引下げ
- ※2 【フラット35】S と 【フラット35】
子育てプラス の併用も可能

詳しくはこちら



※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等については詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子ども1人あたりに応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。